

# 津山市第5次総合計画策定要領(案)

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成18年度(2006年度)に、平成27年度(2015年度)を目標年次とする総合計画を策定し、「笑顔かがやく福祉都市」「誇り感じる教育文化都市」「元気あふれる産業振興都市」「自然豊かな環境共生都市」「心やすらぐ安全快適都市」の5つの都市像を目標に掲げ、計画的、総合的にまちづくりを進めてきました。

この間、経済のグローバル化の進展により、わが国は、産業の空洞化が進み、経済・雇用環境は大きく変化しました。それに加え、人口減少、少子高齢化の急速な進行により、数十年後には、消滅する自治体も発生するという予測がなされるなど、本市を取り巻く状況は、ますます厳しくなると思われます。

このような中、本市におきましては、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、直面している諸課題を総合的に分析し、市民と行政が一体となって、新たなまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのため、本市では、30年後を見据えた平成28年度から平成37年度までの10年間の計画として、第5次総合計画を策定します。

## 2 計画の名称

津山市第5次総合計画

## 3 計画の期間

平成28年度～平成37年度

## 4 計画の構成と計画期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

### (1) 基本構想

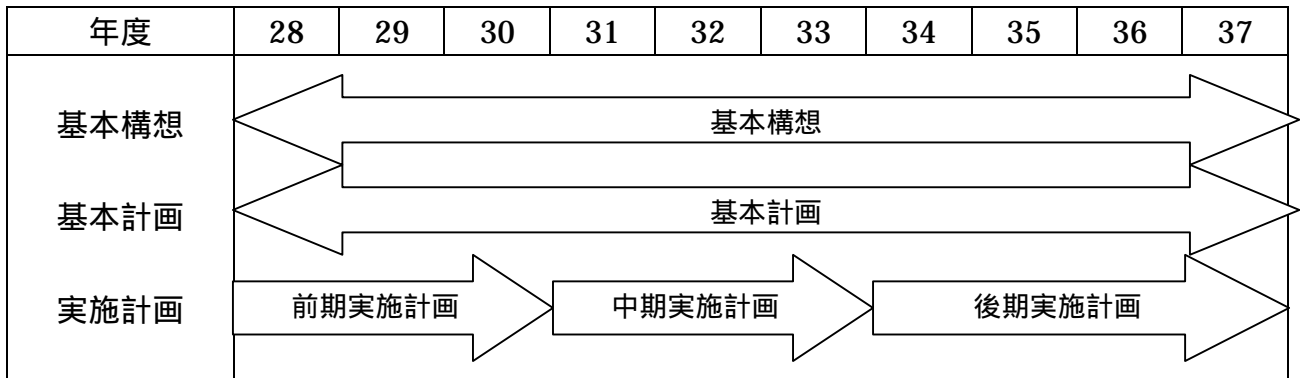
津山市のまちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像の実現と市民の満足度向上に向けての基本的な政策大綱を示すものです。

### (2) 基本計画

基本構想に定める将来像の実現に向けて、政策大綱に従い、体系的に分野別施策を示すものです。

### (3) 実施計画

基本計画に示された分野別施策の具体的な実施計画を明らかにするものです。実施計画の期間は、必要に応じてローリングしていきます。



## 5 計画策定の手法

計画策定は、市民参画や、市民の意向などを最大限取り込む手法をとるものとします。そのため、次のような懇談会等を開催するとともに、パブリックコメントを実施して、市民のまちづくりについての提言、提案をとりまとめ、基本構想、基本計画に反映させます。

### (1) 地区別懇談会

旧津山地域、加茂、阿波、勝北、久米地域において、町内会支部を基本とし、エリアごとに懇談会を開催します。

### (2) 分野別等懇談会

### (3) パブリックコメント

総合計画の策定に幅広い住民の意見や提案を反映させるために、市広報及びインターネットによるパブリックコメントを実施します。

### (4) ワークショップ

### (5) 市民満足度調査

## 6 計画策定体制（別紙計画策定フロー参照）

### (1) 庁内策定体制

総合計画の策定にあたっては、全庁的な体制のもと実施します。

#### 総合計画策定委員会

副市長、特別理事、教育長、部長級の職員で構成する総合計画策定委員会を置き、計画策定の総合調整及び原案を作成します。

【策定委員会委員】副市長、特別理事、教育長、総務部長、総務部参与、財政部長、財政部参与、ｸﾘｰﾝｼｬｰ所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長、水道局長

#### 幹事会

ワーキンググループからの素案を取りまとめ、全体計画の原案を作成する組織として、企画調整会議のメンバーで構成する幹事会を置きます。

【幹事会委員】 政策調整室長、成長戦略政策官、総務課長、財政課長、ｸﾘｰﾝｼｬｰ企画調整官、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、地域振興部企画調整官、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官、水道局企画調整官

#### ワーキンググループ

各分野にワーキンググループを置き、素案の作成を行う。職員の発案や意見を計画に反映させるとともに、部内外の総合調整を行います。

(2) 外部体制

審議機関（市長の付属機関）

学識経験者や各界代表者等で構成する総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じ計画案に関する事項について審議し、その結果を答申します。また、審議会委員は、市長が委嘱します。

- 関係行政機関の職員
- 地域審議会の委員
- 市民団体の代表
- 学識経験を有する者
- 市民公募による者

7 策定スケジュール（予定）

平成26年度（実施内容、時期が変更になる可能性があります。）

	9	10	11	12	1	2	3
審議会		→					
地区別懇談会					→		
分野別等懇談会					→		
市民への周知・啓発		□	□	→			

平成27年度（実施内容、時期が変更になる可能性があります。）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
審議会	→											
アンケート調査等	→											
基本構想・計画諮問・答申				→								
パブリックコメント				→								
市民への周知・啓発	□	□	→									

8 その他

- (1) この計画は、国、県の長期ビジョン、晴れの国おかやま生き生きプラン、その他これらに類する諸計画との整合性を図ることとします。
- (2) この計画は、策定時における本市の行政区域を対象としますが、特に広域的な配慮が必要とされるものについては、その内容において、広域生活圈、経済圏の実態に即し市域外の要素も考慮に入れることとします。
- (3) この計画は、本市の最上位に位置づけられるもので、各個別計画は整合性をとることとします。